

予防通所リハビリテーション（予防デイケア） 利用料金表（税込）

3割負担

令和6年6月1日 現在

基本料金【大規模事業所】

介護老人保健施設 あいあい

	要介護度	介護保険負担金	加算される額	食費
予 防	要支援1	6,804 円/月	サービス提供体制強化加算Ⅰ 264 円/月	700 円×利用回数分
	要支援2	12,684 円/月	サービス提供体制強化加算Ⅰ 528 円/月	

その他の料金

項 目	内 容	料 金
栄養アセスメント加算	管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行います	150円/月
栄養改善加算	管理栄養士が中心となり、その方の栄養状態の課題を把握し、栄養ケア計画の作成をします。また、栄養ケア計画に従い、必要に応じて居宅を訪問し個別に指導します	600円/月（2回/月 実施します）
口腔機能向上加算（Ⅰ）	歯科衛生士、看護師が肺炎の予防を目的とし、嚥下・咀嚼の低下を防ぎ、おいしく食事が食べれるよう指導します	450円/月（2回/月 実施します）
口腔機能向上加算（Ⅱ）	歯科衛生士、看護師が肺炎の予防を目的とし、嚥下・咀嚼の低下を防ぎ、おいしく食事が食べれるよう指導します（情報を厚生労働省に提供します）	480円/月（2回/月 実施します） ※原則3月以内
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ご利用者の口腔の健康状態について確認を行い、担当ケアマネジャーへ情報を提供します	60円/回 ※利用開始時及び6か月/1回
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	ご利用者の栄養状態について確認を行い、担当ケアマネジャーへ情報を提供します	15円/回 ※利用開始時及び6か月/1回

退院時共同指導加算	退院前カンファレンスへ事業所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士参加し退院時共同指導を行う	1800円/回
科学的介護推進体制加算	ご利用者ごとの身体状況等の情報を厚生労働省へ提出し、フィードバックを活用することで加算される料金です	120円/月
介護職員等処遇改善加算 I	介護職員の処遇改善のために充てられる料金です	1月につき + 所定単位数 × 86/1000
おむつ代	①リハビリパンツ ②パッド	①150円 50円（税込）※1枚の費用となります。

※食費については利用回数分必要となります。

※利用開始から12月を超える場合 要支援1の方で120円/月、要支援2の方で240円/月が減算になります。

※送迎費は負担金に含めております。エリア外の場合は40円/1km(税込)頂くようになります。エリアは府中市【上下を除く】、福山市【新市・芦田】、尾道市【御調町】
その他については相談に応じます

※今後物価変動(燃料費や食材費他)により料金の改定を行う事があります。